

## 安芸高田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)への パブリックコメント募集要領

世界では「パリ協定」に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進められ、日本も2050年までにカーボンニュートラルを達成することを宣言しました。

安芸高田市もこの流れの中で、地域特性を活かしながら、市民・事業者・行政が一体となり、脱炭素化を進める指針とするため、安芸高田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)を作成しました。

つきましては、市民をはじめ、安芸高田市に関係する皆さんから幅広いご意見をお寄せいただけますようお願いいたします。

### 1.意見の募集期間

2025年12月5日(金)～2026年1月4日(日)必着

※郵送の場合は、2026年1月4日(日)消印有効

### 2.計画(案)の閲覧場所

◎市社会環境課(本庁舎第2庁舎1階)

◎安芸高田市ホームページ

<https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/siminseikatu/>



### 3.意見を提出できる方

(1)市内に住所を有する方

(2)市内に通勤、通学されている方

(3)計画の内容に利害関係を有している方

### 4.意見提出要領

#### (1)記載要領

◎意見書の様式は自由です。(参考様式はお示しします。)

◎意見書には、3.意見を提出できる方の区分((1)～(3))、氏名(団体の場合は団体名、代表者名)、住所、連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記入して、提出してください。

◎意見書は日本語で記載してください。

◎件名は「安芸高田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)に関する意見」と明記してください。

#### (2)提出方法

以下のいずれかの方法により提出してください。

ア 郵送の場合

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地

イ WEB フォームの場合

Web フォームに入力



ウ FAX の場合

FAX 番号:0826-47-1206

エ 持参する場合

市社会環境課

(3)留意事項

- ◎窓口及び電話等での口頭による意見の受付は行いません。
- ◎頂いた意見に対して、個別の回答は行いません。
- ◎頂いた意見について、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があります。

**5.パブリックコメント結果の公表結果**

- ◎頂いた意見と、意見に対する市の考え方等を整理し、市ホームページなどで公表します。
- ◎この際に住所、氏名等は公表しません。

**6.お問合せ先**

安芸高田市 市民部 社会環境課

電話 0826-42-1126

FAX 0826-47-1206

住所 〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地